

消費者庁の組織

内閣総理大臣
 内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)
 内閣府副大臣
 内閣府大臣政務官

消費者庁

消費者庁長官
 次長
 政策立案総括審議官
 審議官(4)
 公文書監理官*
*関係のある他の職を占める者をもって充てる。
 参事官(1)

新未来創造戦略本部
 (徳島県徳島市)

{ 審議会等 }

消費者安全調査委員会

消費者教育推進会議

定員378名
 (令和3年7月1日時点)

課名(定員)	主な業務
総務課(52) (管理室(9))(広報室(5)) (人事企画室(6))	総務、人事、予算・会計、機構・定員、法令審査、国会連絡、情報システム、政策評価、EBPM、防災、広報・報道対応、
消費者政策課(27) (財産被害対策室(13))	・消費者基本法の基本理念の実現等に関する総合調整等 ・閣議決定された基本的な方針(消費者庁の任務に関連するもの)に基づく総合調整等 ・基本的な政策等の企画・立案、推進(消費者基本計画等) ・関係府省庁との政策調整 ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(財産分野) ・消費者安全法(財産事案)の執行
消費者制度課(17)	・消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度の企画・立案、推進
消費者教育推進課(20) (食品ロス削減推進室(6))	・消費者教育の推進 ・消費者教育推進会議の運営サポート ・消費者に対する普及啓発 ・食品ロス削減の推進
地方協力課(21)	・地方消費者行政に関する政策の企画・立案、推進 ・(独)国民生活センターを所管
消費者安全課(43) (事故調査室(17))	・食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する総合調整等 ・食の安全を中心とした緊急事態対応等に関する関係府省庁との連携確保 ・消費者事故に関する情報の集約、分析、発信(生命身体分野) ・消費者安全法(生命・身体事案)の執行 ・食品安全基本法(基本方針の策定、リスクコミュニケーション) ・消費者安全調査委員会の運営サポート
取引対策課(36)	・特定商取引法、特定電子メール法、預託法を所管 ・業法(宅建業法、旅行業法、割販法、貸金業法)を所管
表示対策課(72) (食品表示対策室(15))	・景品表示法、家表法、住宅品確法、消費税転嫁対策特別措置法を所管 ・食品表示法、健康増進法、米トレサ法、食品衛生法、JAS法の執行
食品表示企画課(34) (保健表示室(12))	食品表示法、健康増進法、米トレサ法、食品衛生法、JAS法の企画・立案等
参事官(調査研究・国際担当)(26)	・国際・研究関係業務 ・消費生活動向に関する調査 ・消費者白書
参事官(公益通報・協働担当)(22)	・公益通報者保護制度の企画・立案、推進 ・消費者志向経営の推進、事業者との連携 ・物価関係業務(公共料金、国民生活安定緊急措置法等)